

安曇野市立明科北認定こども園保育業務委託 仕 様 書

1 目的

本仕様書は、安曇野市立明科北認定こども園（以下「明科北認定こども園」）の保育業務を受託した者（以下「受託者」という。）が行う明科北認定こども園の保育に関し必要な事項を定めることを目的とします。

2 保育の民間委託に関する基本的な安曇野市の考え

安曇野市は豊かな自然環境や地域の伝統芸能・文化活動、農林業体験等を積極的にとりいれた自然保育を進めています。この度、明科北認定こども園の保育業務を委託するに当たり、長野県が示す信州型自然保育認定区分の普及型及び特化型を実施する民間の専門的知識、経験を持った事業者に、安曇野市のシンボルとなりうる保育の展開を実施していただき、明科北認定こども園の活性化、ひいては明科地域の活性化を目指します。

明科北認定こども園としては、公立の認定こども園（保育所型認定こども園）の形態を維持し（安曇野市立認定こども園条例（平成 28 年安曇野市条例第 36 号）による。）、基本利用定員・保護者の利用者負担額、人員の配置等は安曇野市が定めた基準で保育を実施するものとする。

委託期間の当面の間は、給食提供業務については、市が別に選定する事業者が調理業務を受託します。

3 明科北認定こども園の保育業務委託期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

4 施設の概要

- (1) 名 称：安曇野市立明科北認定こども園
- (2) 所 在 地：安曇野市明科東川手 872 番地 1
- (3) 設置目的：児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条第 1 項に基づく保育所
- (4) 構造等 鉄骨 平屋建て 平成 22 年 2 月建築
- (5) 面積 園舎 986.5 m²（うち遊戯室 114.4 m²）、屋外遊戯場 1,362 m²、乳児室 44.3 m²、ほふく室（乳児室兼用）、保育室 204.6、調理室、職員室 46.3 m²
- (6) その他 保護者駐車場など
- (7) 現状（令和 7 年 4 月 1 日現在の受け入れ乳幼児 カッコ内は特化型の人数）

0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児
4	2	6	7（内 3）	7（内 1）	7（内 2）

（単位：人）

5 定員、入所年齢、保育日等

(1) 定 員

3歳未満児 21人、3歳以上児 69人 計 90人

注) 入所乳幼児は定員の範囲内とします。

(2) 入所年齢

利用する年度の4月1日現在の年齢が0歳（6ヵ月経過）から5歳までの乳幼児

(3) 休 日

安曇野市立認定こども園条例第5条第1項及び第2項に定められた日

(4) 保育時間

安曇野市立認定こども園条例第8条に定められた時間

6 人員の配置

(1) 施設長 1人

施設長は、保育士の資格を有する正規職員であり、以下の条件をすべて満たすことが望ましい。

① 専任である。

② 令和8年4月1日時点において、年齢が30歳以上であり、児童福祉法第39条第1項に規定する保育所で、保育士として10年以上勤務した経験を有すること。ただし、5年までに限り以下の施設での経験年数を算入することができる（保育士としての資格を有し、乳幼児の保育に携わった期間に限る）。

ア 児童福祉法第6条の3第10項第1号に規定する小規模保育事業を行う施設

イ 児童福祉法第6条の3第12項第1号に規定する事業所内保育事業を行う施設

ウ 児童福祉法第39条第1項に規定する業務を規定とする施設であつた同法第35条第3項の届出をしていない施設又は同条第4項の認可を受けていない施設

エ 児童福祉法第6条の3第10項第1号又は同条第12項第1号に規定する業務を目的とする施設であつて同法第34条の15第2項の認可を受けていない施設

(2) 保育士

① 主任保育士 1人

主任保育士は保育士の資格を有する正規職員であり、施設長を補佐することができる技術を有する者であること。

② 年齢別の配置基準については市の基準を満たすこと。

7 業務内容

(1) 明科北認定こども園の施設を利用し、公立の認定こども園の枠組みの中で、普及型及び特化型双方の保育を実施すること。

- (2) 安曇野市一時預かり事業実施要綱（令和４年教育委員会告示第 11 号）に基づき、移住定住者やワーケーションなどで保育を希望する子育て世帯を対象に、一時保育事業を実施すること。
- (3) 想定される委託料の上限額 169,356,000 円（３年間計）
- ① 次の人員を最低限配置し、保育を実施すること。また、障がい児保育加配、１歳児保育加配、延長保育については、入所乳幼児の状況等を鑑みて市が必要と認める場合は、別途職員を配置すること。
 - ア 施設長 １人
 - イ 主任保育士 １人
 - ウ ３歳以上児担任級 ３人
 - エ 未満児担任級 ３人
 - オ その他職員 ４人 計 12 人
 - ② その他
- (4) 入所乳幼児の保育及びそれに付随する業務
- ① 基本的事項
 - ア 保育指針に基づき保護者との連携を密にして、全体的な保育計画及び個別の指導計画のもと、入所乳幼児を保育すること。
 - イ 普及型及び特化型保育を実施すること。
 - ② 入所乳幼児の健康管理
 - ア 「2018 改定版保育所における感染症対策ガイドライン」及び「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」等を参考に入所乳幼児の健康管理に努めること。
 - イ 入所乳幼児の安全の確保及び健康・衛生の維持などについては、細心の注意を払って保育をすること。
 - ウ 給食・おやつの原材料は安曇野市が用意し、調理は安曇野市が別に委託した業者が行う。ただし、特化型保育の幼児については、弁当等を持参するため、その限りではない。また、給仕については、食物アレルギーに注意しながら受託者が行う。
 - エ 入所乳幼児に対し、安曇野市が嘱託する内科医、歯科医（報酬は安曇野市負担）による検診を実施すること。
 - ③ 保育料の収納等の市の予算管理
 - ア 保育料の収納は市が行う。
 - イ 突発保育料等の市の収入管理、光熱水費等の市が負担すべき支出の予算事務は市で行うが、施設に届く請求書などは市へ届けるなどの付随業務を受託者が行う。
 - ④ 支給認定（変更）等に係る書類の授受
 - 入所する乳幼児については、市が支給認定を行い、市が利用調整を行う。入所乳

幼児の保護者が、市に対し支給認定（変更）に関する届けを行う等、入所乳幼児の保護者と市の間で書類の授受が発生する場合、受託者が行うこと。

⑤ 入所内定した乳幼児と保護者との親子面接を行い、必要に応じて入所についての意見を市に報告すること。

⑥ 入所の内定した乳幼児の保護者にオリエンテーションを実施すること。

⑦ 引継ぎ保育を実施すること。なお、引継ぎに係る費用は受託者が負担すること。

(5) 施設・備品・消耗品の管理に関する業務

① 施設及びその他付帯設備

ア 環境及び配当された市の予算に対して配慮すること。

イ 適正な管理・衛生に努め、不備や不具合が生じた場合は市に報告すること。

ウ 市の承諾なく構造及び造作物を改変したり、本業務委託の目的以外に使用したりしないこと。

② 備品・消耗品

市が準備した備品・消耗品の保全に努めること。また、用途に反してその全部又は一部を使用し、譲渡し、交換し、貸付し、又は担保に供しないこと。

8 運営に係る主な費用負担

項目		負担者		備考
		市	受託者	
施設・設備 ・備品	施設の改修・修繕	○		・受託者の責めに帰すべき事由があると認める場合には、受託者の負担とします。
	市が貸与した備品の修繕・買替	○		・プリンター複合機、電話機は市が用意します。パソコン端末、インターネット接続環境は市と受託者で協議します。 ・受託者の責めに帰すべき事由があると認められる場合は、受託者の負担とします。
	市が貸与した備品以外の備品の購入、修繕、買替		○	通常市立の認定こども園が保育業務で使用する備品以外で必要となる備品については、市と協議します。
施設等保守 点検	消防設備点検 非常通報装置保守点検 遊具の保守点検	○		
消耗品	保育業務での消耗品	○		
	法人としての消耗品		○	
光熱水費 燃料費 通信費		○		予算の範囲内 支払い事務は市の配置した事務員が行います。

環境整備 (清掃、草刈り等)	日常的なもの		○	軽微なもの 市が一括して行う環境整備に係る費用は市が負担します。
保険	傷害保険	○		災害共済給付制度に加入 ((独) 日本スポーツ振興センター)。掛け金は市が負担します。
	火災保険	○		
	賠償補償保険 (任意)		○	(例) 受託者の瑕疵による損害を補填するための保険

補1) 表中の負担者とは実際に支払う者を意味する。

補2) その他必要な経費については、別途協議するものとする。

9 防災対策

以下の対策を図ること。

- (1) 防火管理者を置くこと。
- (2) 防災計画を作成すること。
- (3) 災害時には他の市立認定こども園と同等の体制をとること。

10 業務を実施するに当たっての留意事項

次の項目に留意して保育を実施すること。

- (1) 保護者に関すること
 - ① 保護者の意見をできるだけ尊重すること。
 - ② 保護者会の運営に協力すること。
 - ③ 保護者の了承なく、新たな負担を保護者に求めないこと。
- (2) 経理に関すること
 - ① 安曇野市が受託者に支払う委託料は、明科北認定こども園の保育業務のために必要な経費として支払うものであるため、それ以外の用途に使用しないこと。
 - ② 明科北認定こども園の保育にかかる収入及び支出については、独立の会計を設け、適正に処理すること。

11 委託業務後の運営の引継ぎ

本業務の契約期間が終了したときは、速やかに本業務に関する一切の事項を、市又は市が指定する者に、受託者の責任において保育業務に支障が生じないように円滑に引き継ぐこと。

12 個人情報を取り扱うに当たっての留意事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、以下個人情報の取扱いを適正に行うこと。

- (1) 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (2) 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。
- (3) 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- (4) 受注者は、この契約による業務を処理するために、発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、この契約の完了後直ちに発注者に返還するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

13 委託料の算出について

委託料については、「施設型給付」（子ども・子育て支援法第 27 条第 7 項）に基づき「内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」（公定価格）の内、人件費（給食調理員人件費を除く。）のみとし、これを試算した額とする。

その他、保育業務実施に係る経費は市が負担することとする。

なお、年間の委託料については、契約額と市が必要と認める人件費を比較していずれか少ない方の額とし、年度末に過不足を精算するものとする。

14 業務完了の提出と委託料の支払い

受託者は月ごとに、当該月の完了報告を翌月初旬（市が別に指定する期日）までに提出し、その確認を持って委託者は受託者の指定する口座に委託料を支払う。

15 その他

- (1) 契約期間中に、法令等の改正に伴い本仕様書に記載した内容を変更して業務を委託する必要があると市が判断した場合は、その指示に従うこと。
- (2) 令和 8 年度の委託料については、令和 8 年 3 月中の明科北認定こども園での受け入れ人数が内定した状態で再度協議し、変更の必要があるときは変更をする。同じく令和 9 年度と 10 年度についても同様の対応とする。
- (3) 仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項への対応については、都度協議の上、決定するものとする。
- (4) 担当

安曇野市 教育部 こども園幼稚園課 保育幼稚園担当

係長：大堀 正人 担当：下里 真史

T E L 0263-71-2256 F A X 0263-72-2065

E-mail:hoiku@city.azumino.nagano.jp